

3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラム・ポリシー(CP)・アドミッション・ポリシー(AP))の策定又は見直しに係る手順

令和5年6月7日	令和5年度第1回教務委員会	承認
令和5年6月7日	令和5年度第2回入学試験委員会	承認
令和5年6月9日	令和5年度第3回教育企画会議	承認
令和7年3月25日	令和6年度第6回教務委員会	改正

【ディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラム・ポリシー(CP)】

[策定]

1. 学域長又は研究科長は、DP・CPを策定する場合、教学マネジメントセンター（事務担当：学務課）に原案の確認を依頼する。
2. 学長は、教学マネジメントセンターが確認したDP・CPの原案を教務委員会の議を経て公表する。

[見直し]

1. 学域長又は研究科長は、DP・CPを見直す場合、教学マネジメントセンター（事務担当：学務課）に原案の確認を依頼する。
2. 理事（教育担当）・副学長は、教学マネジメントセンターが確認したDP・CPの原案を教務委員会の議を経て公表する。

【アドミッション・ポリシー(AP)】

[策定]

1. 学域長又は研究科長は、APを策定する場合、教学マネジメントセンター（事務担当：入試課）に原案の確認を依頼する。
2. 学域長又は研究科長は、教学マネジメントセンターが確認したAPの原案を入学試験委員会の議を経て、教務委員会に提出する。
3. 学長は、教務委員会の議を経て、APを公表する。

[見直し]

1. 学域長又は研究科長は、APを見直す場合、教学マネジメントセンター（事務担当：入試課）に原案の確認を依頼する。
2. 学域長又は研究科長は、教学マネジメントセンターが確認したAPの原案を入学試験委員会の議を経て、教務委員会に提出する。
3. 理事（教育担当）・副学長は、教務委員会の議を経て、APを公表する。